

チーム医療の推進と 新たな看護師の役割について

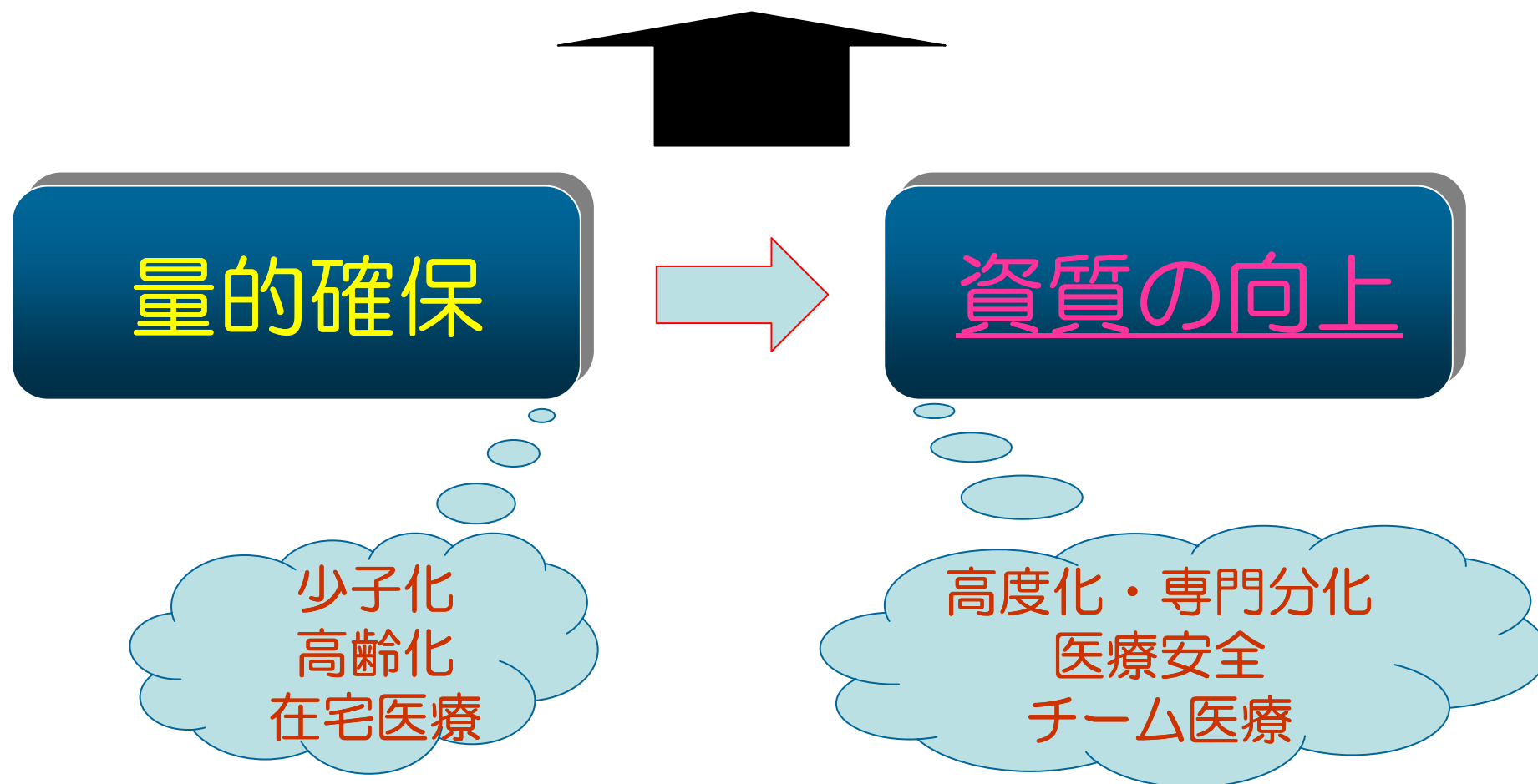


厚生労働省医政局看護課

野村 陽子

看護行政の方向性

国民が受ける看護の質の向上



看護の質の確保について ～資格制度～

- ・ 資格者の業務の定義
- ・ 看護教育の基準
- ・ 国家試験
- ・ 免許・登録
- ・ 行政処分、再教育

看護の質の向上について

- 1 看護基礎教育の充実
- 2 新人看護職員研修の努力義務化
- 3 生涯を通じたキャリア形成
専門看護師、認定看護師等
- 4 診療報酬による評価

看護の質の向上に関する取り組み

- 1 カリキュラム改正 * 超高齢社会に向けて
- 2 新人看護職員研修ガイドライン
策定 * 看護職員の基盤をつくる
- 3 専門看護師、認定看護師の評価
(広告、予算補助、診療報酬)
* キャリア形成の道筋を検討

看護職員のキャリア形成（私案）

- 管理者
- 教育者、研究者
- 専門的な実践家
- オールラウンドな実践家
- 看護サービス以外の分野で活動

チーム医療の推進に関する検討と取組み

平成19年12月 医政局長通知

医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担
の推進について

平成20年6月

安心と希望の医療確保ビジョン

＜医療従事者の数と役割－職種間の協働・チーム医療の充実－
医師と看護職との協働の充実＞

- ・各職種に認められている業務範囲の下での業務を普及
- ・専門看護師、認定看護師の取得を促進する施策を講じ、普及・拡大
- ・効率的な医療の提供に資するためチーム医療による協働を進める

＊これからの看護師

コミュニケーションを円滑にする役割等
自ら適切に判断することができる

チーム医療の推進に関する閣議決定等(1)

平成21年3月31日 閣議決定

規制改革推進のための3カ年計画（再改定）

専門性を高めた新しい職種（慢性的な疾患・軽度な疾患については、看護師が処置・処方・投薬ができるいわゆるナースプラクティショナーなど）の導入について、医療機関等の要望や実態等を踏まえ、その必要性を含め検討する。

平成21年5月19日 経済財政諮問会議

内閣総理大臣指示

看護師の役割の拡大は、「経済危機克服のための有識者会合」や「社会保障国民会議」の提言でもある。厚生労働省において、専門家を集め、日本の実情に即して、どの範囲の業務を、どういう条件で看護師に認めるか、具体的に検討していただきたい。

チーム医療の推進に関する閣議決定等(2)

平成21年6月23日 閣議決定

経済財政改革の基本方針2009

医師と看護師等の間の役割分担の見直し（専門看護師の業務拡大等）について、専門家会議で検討を行い、平成21年度中に具体案を取りまとめる。

平成21年7月

民主党政策集 INDEX 2009

薬剤師、理学療法士、臨床検査技師などコメディカルスタッフの 職能拡大と増員を図り、医療提供体制を充実させ、医療事故防止、患者とのコミュニケーション向上を図ります。専門的な臨床教育等を受けた看護師等の業務範囲を拡大し医療行為の一部を分担します

チーム医療の推進に関する検討会(1)

趣旨

チーム医療を推進するため、厚生労働大臣の下に有識者で構成される検討会を開催し、日本の実情に即した医師と看護師等との協働・連携のあり方等について検討を行う。【平成22年3月19日に報告書を取りまとめ】

構成員

秋山 正子	ケアーズ白十字訪問看護ステーション所長	島崎 謙治	政策研究大学院教授
有賀 徹	昭和大学医学部救急医学講座教授	瀬尾 憲正	自治医大麻酔科学・集中治療医学講座教授
井上 智子	東京医科歯科大学大学院教授	竹股 喜代子	亀田総合病院看護部長
海辺 陽子	NPO法人がんと共に生きる会副理事長	○永井 良三	東京大学大学院医学研究科教授
大熊 由紀子	国際医療福祉大学大学院教授	西澤 寛俊	全日本病院協会会長
太田 秀樹	医療法人アスミス理事長	羽生田 俊	日本医師会常任理事
加藤 尚美	日本助産師会会長	宮村 一弘	日本歯科医師会副会長
川嶋 みどり	日本赤十字看護大学教授	山本 信夫	日本薬剤師会副会長
坂本 すが	日本看護協会副会長	山本 隆司	東京大学大学院法学政治学研究科教授
朔 元則	国立病院機構九州医療センター名誉院長		

○座長

チーム医療の推進に関する検討会(2)

検討課題

- 医師、看護師等の役割分担について
- 看護師等の専門性の向上について
- その他

開催状況

第1回（8月28日）

○ヒアリング

看護の先駆的事例

第2回（10月5日）

○ヒアリング

医師・看護師の動向

第3回（10月13日）

○ヒアリング

薬剤師、先駆的施設、がん看護専門看護師

第4回（11月2日）

○ヒアリング

慢性期、老年看護専門看護師

第5回（11月24日）

○ヒアリング

急性期

第6回（11月30日）

○ヒアリング

在宅、皮膚・排泄ケア認定看護師

第7回（12月7日）

○ヒアリング

周産期、医療クラーク

第8回（12月21日）

○ヒアリング

高度実践看護コース、診療看護師、

米国のNP/PA、周術期等

第9回（1月21日）

○論点整理

第10回（2月18日）

○各論点に対する具体的方策の検討

第11回（3月19日）

○報告書取りまとめ

検討会報告書の概要(1)

1. 基本的な考え方

○「チーム医療」とは…

多様な医療スタッフが、各々の高い専門性を前提に、目的と情報を共有し、業務を分担しつつ互いに連携・補完し合い、患者の状況に的確に対応した医療を提供すること。

○「チーム医療」の効果

- ① 疾病の早期発見・回復の促進・重症化予防など医療・生活の質の向上
- ② 効率性の向上による医療従事者の負担軽減
- ③ 標準化・組織化を通じた医療安全の向上

○ チーム医療を推進するために…

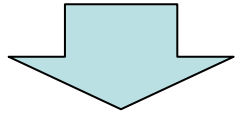
- ① 各医療スタッフの専門性の向上
- ② 各医療スタッフの役割の拡大
- ③ 医療スタッフ間の連携・補完の推進

検討会報告書の概要(2)

2. 看護師の役割の拡大

- 看護師は、あらゆる医療現場で、診療・治療に関連する業務から患者の療養生活の支援まで幅広い業務を担い得るため、「チーム医療のキーパーソン」として医療現場からの期待大。
- 看護教育の水準が全体的に高まるとともに、水準の高い看護ケアを提供しうる看護師（専門看護師・認定看護師等）の増加、看護系大学院の整備の拡大等により、一定の分野に関する専門的な能力を備えた看護師が急速に育成されつつある。
- チーム医療の推進に資するよう看護師の役割を拡大するためには、安全性の確保に十分留意しつつ、一人一人の看護師の能力・経験の差や行為の難易度等に応じ
 - ① 看護師が自律的に判断できる機会を拡大
 - ② 看護師の実施可能な行為の範囲を拡大⇒能力を最大限に発揮できる環境を用意する必要。

検討会報告書の概要(3)



【自律的に判断できる機会の拡大】

看護師の能力等に応じた医師の「包括的指示」の活用が不可欠であるため、「包括的指示」の具体的な成立要件を明確化

【看護師の実施可能な行為の拡大】

看護師が実施しうるか否かが不明確な行為が多いことから、その能力を最大限に発揮しうるよう、実施可能な行為を拡大する方向で明確化

⇒ 看護業務に関する実態調査等を早急に実施

【行為拡大のための新たな枠組み】

一定の医学的教育・実務経験を前提に専門的な臨床実践能力を有する看護師（**特定看護師(仮称)**）が、従来よりも幅広い医行為を実施できる新たな枠組みを構築する必要。

⇒ 医療現場や養成現場の関係者等の協力を得て専門的・実証的に検討

検討会報告書の概要(4)：特定看護師（仮称）

- 当面は現行法下で試行。試行結果を検証、医療安全の確保の観点から法制化を視野に具体的措置を検討

＊特定看護師（仮称）の要件

- ①看護師として一定の実務経験
- ②特定看護師（仮称）の養成を目的とするものとして第三者機関が認定した大学院修士課程の修了
- ③第三者機関による知識・能力・技術の確認・評価

⇒ *医療現場や類似の看護師の養成に取り組む大学院修士課程の関係者等の協力を得て専門的・実証的な検討*

※ 医師の指示を受けずに診療行為を行う「ナースプラクティショナー」（NP）については、医師の指示を受けて「診療の補助」行為を行う特定看護師（仮称）とは異なる性格を有しており、その導入の必要性を含め基本的な論点について慎重な検討が必要。

検討会報告書の概要(5)：特定看護師（仮称）

「特定看護師（仮称）」とは、報告書において、専門的な臨床実践能力を有する看護師が、医師の指示（場面によっては「包括的指示」）を受けて、従来一般的には看護師が実施できないと理解されてきた医行為を幅広く実施できるように構築する新たな枠組みとされています。

検討会報告書の概要(6)：特定看護師（仮称）

特定の医行為として想定される行為例

特定の医行為：従来、一般的には「診療の補助」に含まれないものと理解されてきた一定の医行為であり、特定看護師（仮称）が医師の指示を受けて「診療の補助」として実施する。

○適切なタイミングで行うことにより、症状の早期改善、患者の不安解消等、サービスの向上につながるような検査

- ・エコー、胸部単純X線撮影、CT、MRI等の実施時期の判断
- ・動脈血ガス測定のための採血など、侵襲性の高い検査の実施

○患者の身体的状態や療養生活の状況から適切な実施時期を判断して実施することで、診療が円滑に進む患者のQOLの向上につながるような処置

- ・人工呼吸器装着中の患者のウイニング、気管挿管、抜管
- ・創部ドレーンの抜去
- ・褥瘡の壊死組織のデブリードマン

○患者の状態に合わせて必要な時期に必要な薬剤（種類、量）を使用したり、副作用出現時や症状改善時の薬剤変更・中止をすることで、状態悪化の防止、術後の早期回復等、患者のQOLの向上につながるような患者の状態に応じた薬剤の選択・使用

- ・疼痛、発熱、脱水、便秘異常、不眠等への対症療法
- ・副作用出現時や症状改善時の薬剤変更・中止

看護師の業務範囲に関する法的整理

赤枠: 医師の業務

青枠: 看護師の業務

(黒枠内は主治医の指示を必要とする業務、茶色枠内は主治医の指示を必要としない業務)

医業（医師法第17条）

看護教育水準の向上、医療用器材の進歩、
医療現場における実態との乖離等の状況
を踏まえて見直し

診療の補助 = 主治医の指示を必要とする行為
(保助看法第5条、第37条)

- ・ 診療機械の使用
- ・ 医薬品の授与
- ・ 医薬品についての指示
- ・ その他医師・歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為

静脈注射
(昭和26年9月)

静脈注射
(平成14年9月)

・ 薬剤の投与量の調節
・ 救急医療等における
診療の優先順位の決定
(平成19年12月)

療養上の世話

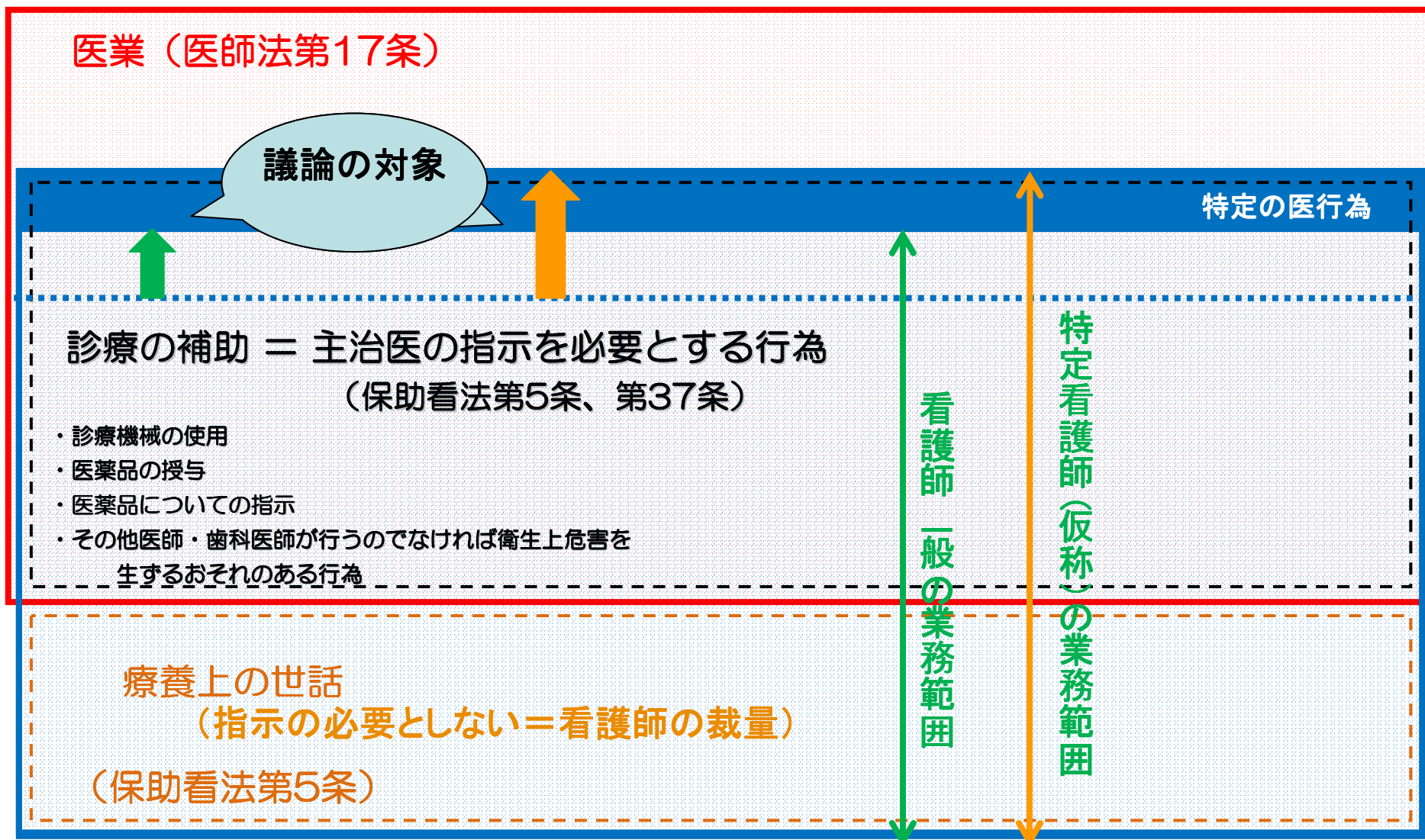
(保助看法第5条)

看護師の業務範囲の予測イメージ①

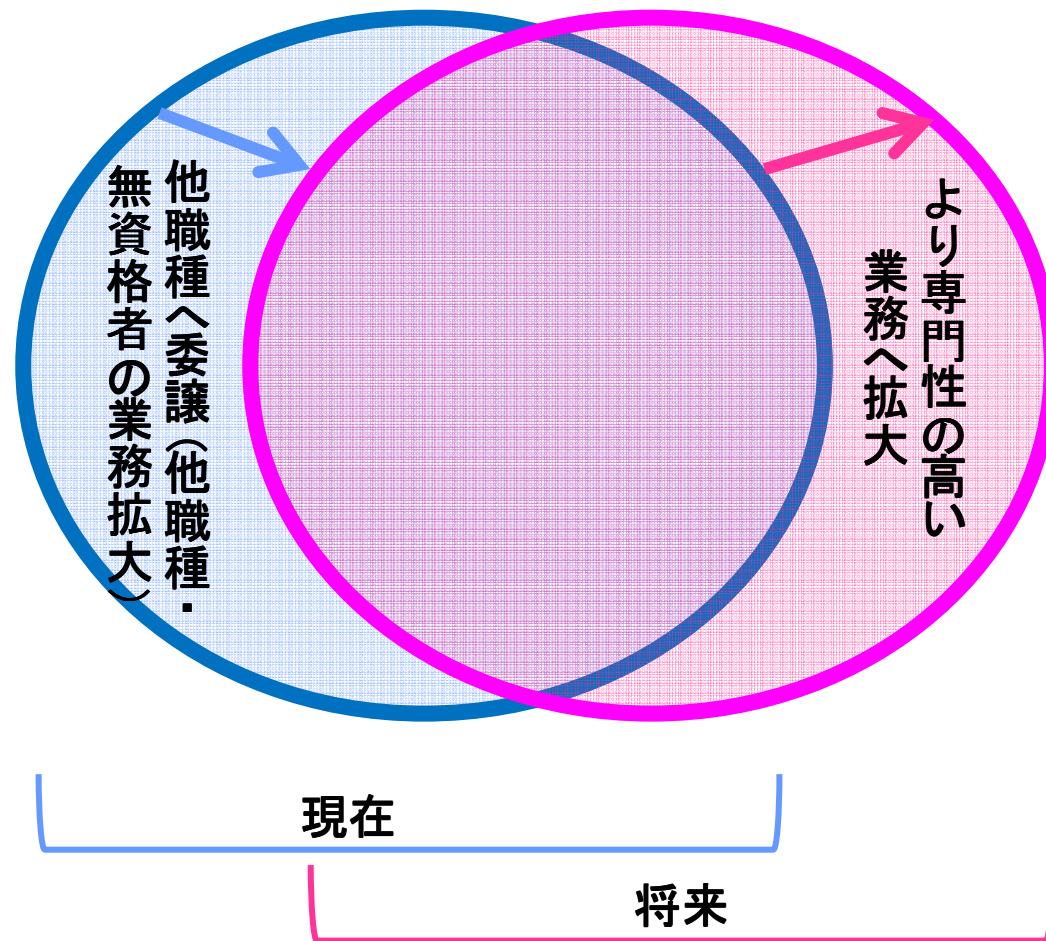
赤枠: 医師の業務

青枠: 看護師の業務

(黒枠内は主治医の指示を必要とする業務、茶色枠内は主治医の指示を必要としない業務)



看護師の業務範囲の予測イメージ②



特定看護師(仮称)という新たな枠組みでのポイント

- 高いレベルの看護が求められ、その中で「特定の医行為」が行われること
- 必要なことは、判断できること、予測できること、新たな事態に対処できること
- 患者のニーズに基づき、QOLを高めるための看護であること
- 患者・家族が「安心できる医療」であるための枠組みであること

チーム医療推進に向けた看護の役割

- 患者の治療・療養生活を総合的に支援する存在
 - ⇒ チーム医療のキーパーソン
 - ⇒ 医療スタッフの連携・補完の推進役
 - ⇒ 看護サービスチームの質の確保・向上
 - ⇒ ケアの専門家(アドバイザー)

チーム医療推進会議

趣旨

「チーム医療の推進について」（平成22年3月19日チーム医療の推進に関する検討会取りまとめ）を受け、様々な立場の有識者から構成される会議を開催し、同報告書において提言のあった具体的方策の実現に向けた検討を行う。（第1回 5月12日）

検討方針

詳細な検討を行うためのWGを設置

○チーム医療推進のための看護業務検討WG

○チーム医療推進方策検討WG

12月中 WGにおける検討結果を踏まえ、一定の結論をとりまとめ

構成員

太田 秀樹	全国在宅療養支援診療所連絡会 事務局長
小川 彰	全国医学部長病院長会議 顧問
北村 善明	日本放射線技師会 理事
堺 常雄	日本病院会 会長
坂本 すが	日本看護協会 副会長
島崎 謙治	政策研究大学院 教授
永井 良三	東京大学大学院医学研究科 教授
中山 洋子	日本看護系大学協議会 会長
半田 一登	日本理学療法士協会 会長
藤川 謙二	日本医師会 常任理事
藤本 晴枝	NPO法人地域医療を育てる会 理事長
宮村 一弘	日本歯科医師会 副会長
山本 信夫	日本薬剤師会 副会長
山本 隆司	東京大学大学院法学政治学研究科 教授

チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ

検討方針

(第1回5月26日)

チーム医療推進会議の今後の検討方針に基づき、詳細な検討を実施。
検討事項について、専門的・実証的な検討を行うために、医療現場・養成現場の関係者の協力を得ながら、以下の取組を実施。

(1) 看護業務実態調査

チーム医療検討会報告書において「特定の医行為として想定される行為例」として列挙された行為等、一定の行為について、医師、看護師、医療機関、関係学会等を対象にした調査を実施。

(2) 特定看護師（仮称）養成 調査試行事業

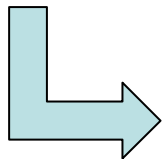
既に特定看護師（仮称）に類似した看護師の養成に取り組む大学院修士課程の関係者等の協力を得て、実態・実績に関する情報を収集する事業を実施。

構成員

秋山 正子	ケアーズ白十字訪問看護ステーション 統括所長
有賀 徹	昭和大学医学部救急医学講座 教授
井上 智子	東京医科歯科大学大学院 教授
大滝 純司	東京医科大学医学教育学講座 教授
川上 純一	浜松医科大学医学部附属病院 教授 薬剤部長
神野 正博	社会医療法人財団董仙会 理事長
小松 浩子	慶應義塾大学看護医療学部 教授
真田 弘美	東京大学大学院医学系研究科 教授
竹股喜代子	亀田総合病院 看護部長
英 裕雄	医療法人社団 三育会 理事長
星 北斗	財団法人星総合病院 理事長
前原 正明	防衛医科大学校外科学講座 教授
山本 隆司	東京大学大学院法学政治学研究科 教授

チーム医療推進のための看護業務検討 ワーキンググループの目標

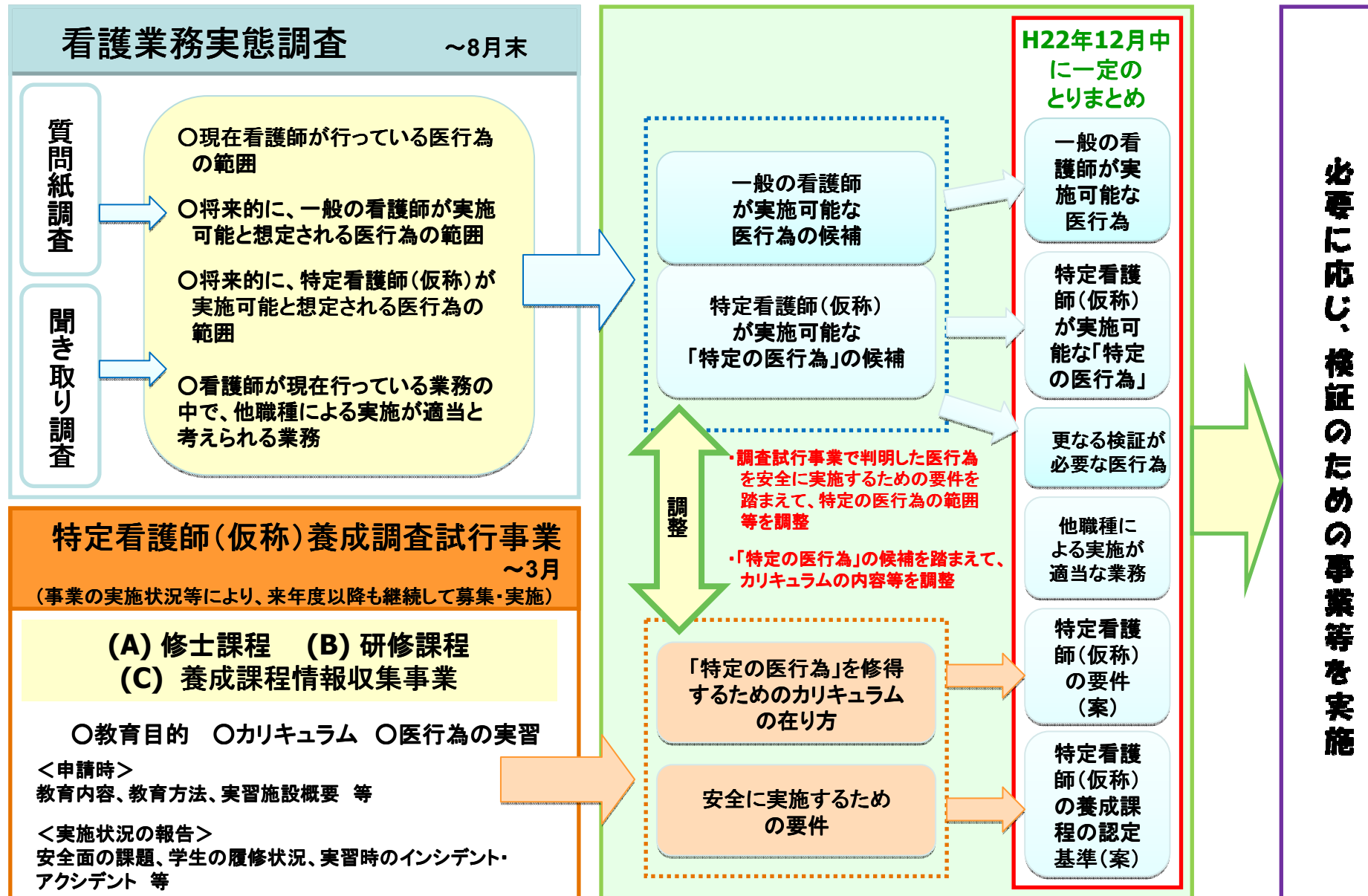
- 看護師の業務範囲
- 「特定の医行為」の範囲
- 特定看護師（仮称）の要件
- 特定看護師（仮称）の養成課程の認定基準
- その他



■看護業務実態調査

■特定看護師（仮称）養成 調査試行事業

本WGにおける検討のイメージ(案)



チーム医療の推進に関する閣議決定等(3)

平成22年6月18日 閣議決定

規制・制度改革に係る対処方針

『特定看護師（仮称）』制度化に向けたモデル事業を早急に実施するとともに、特定看護師の業務範囲、自律的な判断が可能な範囲等について並行して検討する。

＜平成22年度中検討開始、
平成24年度中に結論＞

看護業務実態調査 ～8月末

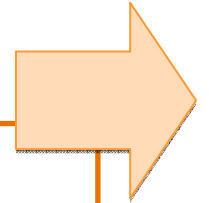
質問紙調査

聞き取り調査

- 現在看護師が行っている医行為の範囲
- 将来的に、一般の看護師が実施可能と想定される医行為の範囲
- 将来的に、特定看護師（仮称）が実施可能と想定される医行為の範囲
- 看護師が現在行っている業務の中で、他職種による実施が適当と考えられる業務

特定看護師(仮称)養成 調査試行事業 ～3月

(事業の実施状況等により、来年度以降も継続して募集・実施)



- (A) 修士課程**
- (B) 研修課程**
- (C) 養成課程情報収集事業**

○教育目的 ○カリキュラム ○医行為の実習

＜申請時＞

教育内容、教育方法、
実習施設概要 等

＜実施状況の報告＞

安全面の課題、学生の履修状況、実
習時のインシデント・アクシデント 等

看護業務実態調査

一般の看護師が実施可能な医行為の候補

特定看護師(仮称)が実施可能な「特定の医行為」の候補

調整

特定看護師(仮称)養成調査試行事業

「特定の医行為」を修得するためのカリキュラムの在り方

安全に実施するための要件

H22年12月中に一定のとりまとめ

一般の看護師が実施可能な医行為

特定看護師(仮称)が実施可能な「特定の医行為」

更なる検証が必要な医行為

他職種による実施が適当な業務

特定看護師(仮称)の要件(案)

特定看護師(仮称)の養成課程の認定基準(案)

看護業務実態調査の協力をお願い

- 本調査においては、従来、厚生労働省が看護師の業務範囲に含まれるか否か明確にしていない行為を幅広く調査項目としています。
- 「今後可能と思われる内容」については、看護師・特定看護師(仮称)に「今後、実施を義務づけるべきか否か」という観点から実施する調査項目ではありません。あくまで、看護師・特定看護師(仮称)の能力に照らして「実施することが可能」という観点で回答いただくものです。
- チーム医療の推進の観点から、看護師の能力を最大限に発揮し得るための重要な看護業務実態調査です。調査の実施に御協力いただきますようお願いいたします。医師への調査協力の働きかけもお願いいたします。

看護管理者への期待

少子高齢社会に活躍できる看護職員を目指す
医療、保健、介護、福祉等の制度を充実する時期

- 1 看護職員の役割拡大を推進する（自律的、専門的）
- 2 看護職員 1 人 1 人のキャリア形成の支援
- 3 医療サービス全体のパフォーマンスを上げる
（チーム医療）

ご清聴

ありがとうございました

